

## 藤井寺市大和川下流西部流域関連公共下水道事業計画書

流域関連公共下水道管理者	藤 井 寺 市
工事着手の年月日	平成 7年3月28日
工事完成の予定年月日	令和 6年3月31日

第1表-1

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
処理分区の面積	40.40 97.40ヘクタール	処理区域内の地名		大阪府藤井寺市 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」	
処理分区の名称	面積 (単位：ヘクタール)	流域下水道との接続箇所の番号	流域下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘要
- 1-18 分区	- 42.50	- 1-18	- 松原市小川町	- 今井戸 東除川幹線	
1-22 分区	40.40 54.90	1-22	羽曳野市 島泉九丁目	今井戸 東除川幹線	

二段書きの場合、上段-変更前、下段-変更後

第1表-2

予定排水区域及び放流箇所調書					
排水区域の面積	54.18ヘクタール	排水区域内の地名		大阪府藤井寺市 「区域は下水道計画一般図表示のとおり」	
排水区名称	面積 (単位：ヘクタール)	放流箇所の番号	放流箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘要
春日丘排水区	54.18	1	小山三丁目	西水川	

第2表

吐 口 調 書						
排水区名称	主要な吐口の種類	主要な吐口の番号 又は名称	主要な吐口の位置	計画放流量 単位：m <sup>3</sup> /秒	放流先の名称	摘要
春日丘排水区	分流式 雨水管渠	1	小山三丁目	12.209	西水川	

第3表-1

管 渠 調 書 (汚 水)				
処理分区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位：ミリメートル)	延 長 (単位：メートル)	点検箇所の数	摘 要
-	-	-		
1-18 分区	○ 150～ ○ 300	860		
1-22 分区	○ 400～ ○ 450	460		
計		460 1, 320		

第3表-2

管 渠 調 書 (雨 水)				
排水区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位：ミリメートル)	延 長 (単位：メートル)	点検箇所の数	摘 要
春日丘排水区	○ 900 ～ ○ 1, 200	250		
	□ 4, 000×2, 400	110		
	□ 2, 200×1, 700 ～ □ 2, 500×2, 500	1, 120		
	▽ 1, 500-1, 000×1, 200 ～ ▽ 3, 400-1, 900×2, 400	810		
計		2, 290		

・その他の書類

(様式 1) 施設の設置に関する方針

主要な施策 <small>(事業計画に基づき今後実施する予定の事業に関連するものを記載)</small>	整備水準				事業の重点化・効率化の方針	中期目標を達成するための 主要な事業	備考
	指標等	現在 (平成 30 年度末)	中期目標 (令和 7 年度末)	長期目標			
汚水処理	下水道処理人口普及率	79.3%	83%	100%	人口密度の高い地区から優先的に整備を実施する。	<b>事業を行う処理分区名</b> <b>【東部処理区】</b> 1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、1-7、1-8、1-9、1-11、1-12、1-19、2-1、2-2、2-3、2-4、2-5、2-6、2-7、2-8、2-9、2-10、2-11-1、2-11-2、2-11-3、2-12 3-1-1、3-1-2 <b>【西部処理区】</b> 1-22、1-18	
浸水対策	都市浸水対策達成率	整備目標 I, II 48.4mm/h III 54.4mm/h [一般地区]	10% (76ha)	10% (77ha)	100% (779ha)	浸水常襲地区の整備を引き続き施行する。 ア. 京樋雨水幹線整備事業（大井処理区） イ. 西水路雨水幹線整備事業（今池処理区）	I. 大井処理区 II. 今池処理区 III. 川俣処理区

3. 施設の機能の維持に関する方針(様式 2)

a) 主要な施設に係る主な措置

i) 劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画

主要な施設	点検・調査の計画
管渠施設	法に定めのある腐食のおそれの大きい箇所については概ね 5 年に一度、それ以外については概ね 20 年に一度点検を実施。 点検で異常を確認した場合には、調査を実施。
雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	概ね 10 年に一度の分解調査を実施。

ii) 診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準

主要な施設	修繕・改築の判断基準
管渠施設	<p>■改築の判断基準</p> <p>本管緊急度 I + 緊急度 II の内重要路線、破損、継手ズレが確認された管 マンホール 緊急度 I マンホール蓋 緊急度 I</p> <p>■修繕の判断基準</p> <p>本管 改築対象から外された不具合のある管 マンホール 改築対象から外された不具合のあるマンホール マンホール蓋 不具合が確認されたマンホール蓋</p> <p>マンホールポンプ施設 点検により不具合が発生した機器</p>
雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	健全度 2 以下に該当する設備を修繕・改築対象とする。

iii) 改築事業の概要(令和元年度～令和 5 年度)

主要な施設	改築事業の概要
管渠施設	該当無し
雨水ポンプ施設 (ポンプ本体)	平成 30 年度に策定したストックマネジメント計画に基づき点検・調査を行い改築更新を実施予定。

b) 施設の長期的な改築の需要見通し

改築の需要見通し (年当たりの概ねの 事業規模の試算)	試算の対象時期	試算の前提条件
年当たり 概ね 5.3 億円	概ね 100 年後	管路施設の目標耐用年数を 75 年に設定。 ポンプ施設の目標耐用年数は以下のとおりとする 電気設備は、標準耐用年数の 1.0～1.5 倍とする。 機械設備は、標準耐用年数の 1.8～2.5 倍とする。 「藤井寺市下水道ストックマネジメント基本計画 平成 29 年度」 ・長期的な改築事業設定より。

注：上記は市全域での方針である。

(様式3)

「Ⅵ.毎会計年度の工事費の予定額及びその予定財源に示す。」

イ.経費の部

(藤井寺市全体) (単位:百万円)

年度	イ.経費の部						起債元利償還費	維持管理費			その他	合計
	建設改良費					うち 用地費		維持 管理費	管理運営費 負担金	計		
	管渠	ポンプ場	処理場	建設費 負担金	計							
令和元年度	917	0	0	24	941	-	1,980	173	280	453	-	3,374
令和2年度	1,550	0	0	12	1,562	-	1,912	173	289	462	-	3,936
令和3年度	1,600	0	0	12	1,612	-	1,912	173	289	462	-	3,986
令和4年度	1,650	0	0	12	1,662	-	1,912	173	289	462	-	4,036
令和5年度	1,699	0	0	12	1,711	-	1,912	173	289	462	-	4,085
合計	7,416	0	0	72	7,488	-	9,628	865	1,436	2,301	-	19,417

記載要領

1.「起債元利償還費」の欄には、企業債取扱諸費を含む。

ロ.財源の部

(藤井寺市全体) (単位:百万円)

年度	ロ.財源の部											合計
	建設改良費						維持管理費及び起債元利償還費					
	国費	起債	他会計 繰入金	受益者 負担金	その他	計	下水道 使用料 ※	他会計 繰入金	その他	計		
令和元年度	269	641	22	9	-	941	697	1,736	-	2,433	3,374	
令和2年度	542	981	25	14	-	1,562	698	1,676	-	2,374	3,936	
令和3年度	558	1,012	27	15	-	1,612	698	1,676	-	2,374	3,986	
令和4年度	574	1,044	28	16	-	1,662	698	1,676	-	2,374	4,036	
令和5年度	590	1,074	30	17	-	1,711	698	1,676	-	2,374	4,085	
合計	2,533	4,752	132	71	-	7,488	3,489	8,440	-	11,929	19,417	
下水道使用料※関連資料	接続率:90.2%(H30年度)→91.0%(R5年度)今池、大井、川俣各処理区での接続率 講じる対策 未接続世帯への戸別の啓発 有収率:94%(H30年度)→95%(R5年度)市全体 各処理区での有収率 大井:96% 今池:92% 川俣:60% 講じる対策 老朽管路の長寿命化対策や排水設備の誤接続消のための啓発等の不明水対策により地下水や雨水流入を減らし、有収率の向上を図る。 その他の講じる対策 公共下水道施設・設備の計画的、効率的な管理体制を図り、適正で効率的な公共下水道事業の運営を図る。											

記載要領

1.「建設改良費」の「その他」の欄には、工事費負担金、都道府県補助金等を記載する。

2.「維持管理費及び起債元利償還費」の「その他」の欄には、都道府県補助金、積立金取り崩し額等を記載する。

3.下水道使用料については、最近の有収水量の動向、国立社会保障・人口問題研究所等による人口・世帯数の見直し、企業立地の見直し等を踏まえた上で算定すること。

4.「下水道使用料※関連事項」の講じる対策の記載にあたっては、「下水道経営改善ガイドライン(平成26年6月、国土交通省・(公社)日本下水道協会)」等も必要に応じ参照すること。

5.「下水道使用料※関連事項」の「その他の講じる対策」の欄には、例えば、下水道使用料の見直し検討や徴収対策の取組みについて記載する。